平成27年5月15日 号 外 \bigcirc \bigcirc 岡 条 公 例 尚 布 Ш した条例の 県 山 議 会委員会条例の一 【解 【 条 目 県 解 説 公 説】 例 次 部を・ 報 改 正 す る 行 総 議 務学事 会事 畄 担 Ш 当 務 課 課 局 (室) 議事課 目 次 担

当課

(室)

平成27年5月15日 岡山県公報 号外

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成二十七年五月十五日

岡山県条例第四十四号

岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例

山県議会委員会条例 (平成四年岡山県条例第十九号) 部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「十人」を「九人」に改める。

B

この条例は、公布の日から施行する。

(解 説)

 \bigcirc 議員の定数の減少に伴い、 岡山県議会委員会条例の一部を改正する条例について 常任委員会の委員の定数を改めたものである。